

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター内部統制規程

令和6年10月1日

規程第12号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター(以下、「法人」という。)の社会的信頼を確保し、法人の使命と社会的責任を果たすため、法人における内部統制の整備及びその推進のために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「内部統制」とは、業務方法書等に基づき地方独立行政法人法をはじめとする法令等を遵守し、適正に業務を執行し、法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、理事長を総括責任者とする法人の組織内に整備・運用する仕組みをいう。

(法人の倫理・行動指針)

第3条 法人の倫理・行動指針として、すべての法令等の遵守、住民情報の安全の確保、窓口利用者の満足度向上、法人運営に関する情報等の公正性及び透明性の確保、安全で働きやすい職場づくりを掲げ、質の高いサービスの提供に努めるとともに、法人としての社会的責任を果たすことにより社会の期待と信頼に応えていくものとする。

第2章 組織体制

(内部統制担当理事)

第4条 法人に内部統制の推進を担当する内部統制担当理事(以下「担当理事」という。)を置き、副理事長を充てる。

- 2 担当理事は、理事長の命を受け、法人における内部統制に関する取り組みを総括し整理する。
- 3 担当理事は、理事会に対し、必要に応じ内部統制の状況に関する報告を行うものとする。

(内部統制担当部署)

第5条 内部統制の取り組みを推進するため、法人に内部統制担当部署(以下「担当部署」という。)を置き、総務管理課をもって充てる。

- 2 担当部署は、担当理事の命を受け、内部統制に関する取り組みの補助を行う。
- 3 担当部署は、内部統制の状況に関する報告書等の書類作成を行う。

(内部統制担当責任者)

第6条 担当部署に、内部統制担当責任者(以下「担当責任者」という。)を置き、総務管理課長及び窓口業務課長を充てる。

- 2 担当責任者は、職員が内部統制を遵守するよう監督するとともに、内部統制の整備及び運用管理を行い、必要に応じて適時見直しを行う。
- 3 担当責任者は、内部統制の状況に関し、担当理事に定期的に報告するものとする。

第3章 内部統制委員会

(内部統制委員会)

第8条 法人に内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 第4条第1項に定める担当理事
 - (2) 総務管理課長
 - (3) 窓口業務課長
- 3 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が招集し主催する。
- 5 委員長が事故等によりかける場合は、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ説明又は意見を求めることができる。

(委員会の任務)

第9条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行う。

- (1) 法人における内部統制の整備及び運用に係る基本方針に関すること。
 - (2) 内部統制におけるモニタリング体制に関すること。
 - (3) その他内部統制の整備の推進に関すること。
- 2 委員会は、内部統制の整備及び運用に関する定期的な状況報告に基づき、必要な改善策を検討する。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、事務局総務管理課において処理する。

第4章 管理体制の整備

(管理体制の構築)

第11条 担当責任者は、業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築に努めるものとする。

(情報システムの整備)

第12条 理事長は、内部統制体制の円滑な運営を図るため内部統制に関する情報伝達が確実に行われるよう情報システムの整備に努めるものとする。

- 2 理事長は、情報システムを活用した効率的な業務運営のために、積極的に事務処理の効率化及び高度化を担当するものとする。

(内部統制に関する手順書の整備及び研修等)

第13条 担当責任者は、職員に対し、内部統制の担当に必要な業務手順書を整備し、知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修等を実施するものとする。

第5章 報告及びモニタリング

(内部統制状況の報告等)

第14条 担当責任者は、内部統制の整備及び運用の状況について、担当部署に定期的に報告するものとする。

2 担当部署は、前項の報告の内容を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

3 担当理事は、必要に応じて職員との面談を実施し、内部統制の実施状況の確認に努めるものとする。

(内部統制に関するモニタリング)

第15条 担当責任者は、内部統制の有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1) 業務管理や業務改善等の内部統制モニタリング

(2) 独立的評価

2 内部統制モニタリングは、各業務において職員の日常業務の自己点検及び相互牽制並びに承認手続きにより行う。

3 独立的評価は、事務局監査担当による内部監査並びに監事による監査により行う。

4 担当理事及び担当責任者は、モニタリング体制の運用について、必要に応じて見直しを行うものとする。

(業務への反映)

第16条 担当理事及び担当責任者は、報告及びモニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内部統制の継続的な見直しを図るものとする。

第6章 重大な問題の発生時の対応及び反社会的勢力への対応

(職員の報告義務)

第17条 職員は、以下の各号に掲げる事項の発生若しくは発見又は通報があった場合には、担当責任者等に直ちに報告しなければならない。

(1) 内部統制上の重大な問題

(2) 役員及び職員の法令及び法人の定める諸規則等に違反する行為(以下「違反行為等」という。)

(3) その他、内部統制上の著しい不当事実

2 担当責任者等は前項の報告を受けたときは、担当理事に報告するものとする。

3 職員は、第1項の規定にかかわらず、必要に応じて担当理事に直接報告することができる。

(違反等発生時の対応)

第 18 条 担当理事は、前条の報告を受けた場合には、直ちに理事長に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を執るものとする。

2 理事長は、前項の報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、その結果、前条第 1 項 各号に掲げる事項の事実が確認された場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるものとする。

(反社会的勢力への対応方針)

第 19 条 役員及び職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求等に対し、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

第 7 章 補 則

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する